

日立市公共交通事業者運転手確保支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、運転手不足が深刻化する日立市内の公共交通事業者を支援し、安定的な公共交通の運行継続を図るため、予算の範囲内において日立市公共交通事業者運転手確保支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、日立市補助金等交付規則（昭和45年規則第42号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共交通事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（以下「バス事業」という。）を經營する者又は同号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）を經營する者
- (2) 車両 バス事業に用いられる乗車定員11人以上の車両又はタクシー事業に用いられる乗車定員11人未満の車両
- (3) 運転手 公共交通事業者が所有する車両を、バス事業又はタクシー事業における顧客の輸送のために運転する者で、公共交通事業者が正規社員として雇用する者
- (4) 就労支援金 令和5年12月27日から令和6年8月1日までの間（以下「対象期間」という。）に新たに雇用した運転手が、雇用開始日以降6ヶ月以上継続して日立市内で勤務した場合に、当該運転手を雇用した事業者が当該運転手に対して支給する支援金

(支援対象事業者)

第3条 支援金の交付の対象となる事業者（以下「支援対象事業者」という。）は、対象期間に新たに運転手（ただし、雇用開始日前1年以内に運転手として市内で勤務していた者を除く。）を雇用した、日立市内に運行

区域又は営業区域を有する公共交通事業者で、当該運転手に就労支援金として 300 千円を支給した者とする

(支援金の額)

第 4 条 支援金の額は、支援対象事業者が就労支援金を支給した運転手（以下「支援対象者」という。）の人数に 300 千円を乗じた額とする。

(支援金の申請)

第 5 条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、日立市公共交通事業者運転手確保支援金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 支援対象者の雇用保険被保険者証の写し
- (2) 支援対象者の運転免許証の写し
- (3) 雇用契約書（雇用契約の内容が確認できるもの）の写し
- (4) 就労支援金受領書（様式第 2 号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第 6 条 市長は、前条の申請を受けたときは、当該申請に係る支援金交付の適否を審査し、適正と認めた場合は、交付を決定し、速やかに日立市公共交通事業者運転手確保支援金交付決定通知書（様式第 3 号）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告及び請求)

第 7 条 第 5 条の規定により支援金の交付を申請し、前条の決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、日立市補助金等交付規則第 6 条の 2 の規定によらず、実績報告を省略できるものとし、日立市公共交通事業者運転手確保支援金交付決定通知書（様式第 3 号）に記載の交付決定の日に請求があったものとみなす。

(交付)

第8条 市長は、第6条の規定により交付を決定したときは、速やかに交付決定者に助成金を交付するものとする。

(決定の取消)

第9条 市長は、交付決定者が、虚偽その他不正な手段により支援金の交付を受けたときには、当該決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消した場合は、日立市公共交通事業者運転手確保支援金交付決定取消通知書（様式第4号）により理由を付して、申請者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第10条 市長は、前条第1項の規定により支援金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分について既に支援金が交付されているときは、日立市公共交通事業者運転手確保支援金返還通知書（様式第5号）により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年1月18日から施行し、令和5年12月27日から適用する

(失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

年 月 日

日立市長 殿

所在地
名称
代表者氏名

日立市公共交通事業者運転手確保支援金交付申請書

日立市公共交通事業者運転手確保支援事業について、支援金の交付を受けたいので、日立市公共交通事業者運転手確保支援金交付要綱第5条の規定により下記のとおり申請します。

記

支援金交付申請額	金	円
----------	---	---

(算定基礎)

基本額(A)	就労支援金を支給した支援対象者の人数(B)	申請額(A) × (B)
300,000 円	人	円

(添付書類)

- ・ 支援対象者の雇用保険被保険者証の写し
- ・ 支援対象者の運転免許証の写し
- ・ 雇用契約書（雇用契約の内容が確認できるもの）の写し
- ・ 就労支援金受領書（様式2号）
- ・ その他市長が必要と認める書類

(支援金振込先)

金融機関名		支店名	
預金種類		口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

（支援対象事業者名）

（代表者名）

殿

住所

氏名

印

就労支援金受領書

下記の内容について、正に受領いたしました。

記

1 項目 就労支援金

2 金額 300,000円

3 受領日 年 月 日

以上

殿

日立市公共交通事業者運転手確保支援金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記支援金について、日立市公共交通事業者運転手確保支援金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

年 月 日

日立市長 印

記

支援金交付決定額	金	円
----------	---	---

殿

日立市公共交通事業者運転手確保支援金交付決定取消通知書

年 月 日付け日立市指令都政 号で交付決定した標記支援金について、日立市公共交通事業者運転手確保支援金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり支援金の交付決定を取り消したので通知します。

年 月 日

日立市長 印

記

- 1 支援金の名称 日立市公共交通事業者運転手確保支援金
- 2 交付決定取消額 円
- 3 取消理由

以上

殿

日立市公共交通事業者運転手確保支援金返還通知書

年 月 日付け日立市指令都政 号で交付決定した標記支援金について、日立市公共交通事業者運転手確保支援金交付要綱第9条の規定により当該支援金の交付決定を取り消したので、同要綱第10条の規定により下記のとおり期限までに返還してください。

年 月 日

日立市長 印

記

- | | | | | |
|---|------------|--------------------|-------|---|
| 1 | 支援金の名称 | 日立市公共交通事業者運転手確保支援金 | | |
| 2 | 支援金交付決定通知額 | 金 | | 円 |
| 3 | 支援金交付取消額 | 金 | | 円 |
| 4 | 支援金返還額 | 金 | | 円 |
| 5 | 支援金返還期限 | | 年 月 日 | |

以上